

# 看護師派遣の利用手順について

## (青森県重症難病患者在宅療養支援事業)

### ◎看護師派遣が利用できる事例

1. 入院調整がつかない場合など、地域に一時入院の受入可能な医療機関が見つからない場合
2. 環境の変化等による病態の悪化が予想されるなど一時入院が困難と判断される場合
3. 病状等の理由により移送が困難な場合
4. 休息等を必要とする期間が、入院を要しない程度の短時間の場合

○ 看護師派遣の利用を希望する方は、利用開始日の概ね2週間前までに、お住いの地域を管轄する保健所に、利用申込書を提出します。

※ やむを得ない事情により、利用開始日の概ね2週間前までに利用申込できない場合は、早めに保健所にご相談ください。

○ 利用申込を行うと、難病診療連携コーディネーターが患者本人の病状等を電話で確認し、かかりつけ医に看護指示書を記載してもらい、看護師派遣について利用調整を行います。

※ 利用申込書は、利用する月ごとに提出が必要です。

※ 看護師派遣の利用回数は月1回、利用時間は7時間以内です。ただし、利用回数は2回まで分割できます。

○ 利用調整が行われ、看護師派遣の利用を決定した際には、県庁がん・生活習慣病対策課から利用決定通知書が通知されます。

### 重症難病患者在宅療養支援事業の利用手順

